スライド１

「子どもたちのいじめ」

スライド２

近年、「子どものいじめの撲滅」は声高に言われているが、成人社会でもいじめによる事件は後を絶たない。本来人間は自然界の中では脆弱な動物であり、集団の中で社会性を形成して生き延びてきた。種の保存のためにはそれが必要であった。社会的集団を強めるためには向社会性が必要だが、集団にそぐわない、集団を脅かすような反社会的な人間は、排除する、制裁することが必要になり、それをしていると何らかの脳内快感物質がでている可能性もある。このため、人間はいじめをやめられない。歴史的にみても世界では宗教での異端の迫害、日本でも村八分や部落差別などがあり、最近では米国での黒人差別なども話題になっている。

スライド３

いじめ防止対策推進法成立の経緯を示す。平成24年10月11日に滋賀県大津市内の当時中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するに至った事件である。事件前後の学校と教育委員会の隠蔽が発覚、問題視され、大きく報道された。翌年2月には本事件が誘因となっていじめ防止対策推進法が国会で可決成立した。この法律は、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、こころとからだの成長や人格の形成に大きな影響を与え、子どもの命やからだにも大きな危険を生じさせるおそれがあるため、いじめの防止やいじめの早期発見、その対応について国や自治体の責任を明らかにし、総合的かつ効果的にいじめ防止対策を推進することである。

スライド４

いじめの定義は平成17年度までは自分より弱いものに対して、一方的に、心理的、 身体的な攻撃を継続的に受けたことにより、受けた側が深刻な苦痛を感じているものと定義されていた、翌年の平成18年度以降は、平成25年までは発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。 具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」 などを追加された。また「発生件数」から「認知件数」に変更された。

スライド５

「発生件数」から「認知件数」に変更された理由は、そもそも大人や第三者からいじめはみえにくく、完全に発見したり断定するのは難しい。そのため、周囲が認知できた件数は、本当の発生件数（それを特定するのは難しい）の一部であるといわれている。平成２３年から平成２４年に「認知件数」が大きく増えたが、これはいじめが急増したからではなく、法改正もあり積極的にいじめを把握しようと努めたためとされている。また、平成１８年以前に「発生件数」と集計されていた頃から、いじめが社会問題化した後にいったん件数は増えたものの、その後次第に件数が減ることになり、「発生件数」が実態にそぐわないのではないかと考えられるようになり、「発生件数」の表現そのものが客観的に全体を把握しているとの誤解させるのではないかということで、平成１８年より「発生件数」という表現から「認知件数」という表現に変更された。

スライド６

平成25年以降の現在までの定義は、ある児童や生徒に対して、一定の人的関係のある他の児童や生徒が心理的、身体的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、その行為の対象となった児童や生徒が、心身の苦痛を感じているものと定義されている。基本的な心構えとしては「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要で、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う必要があるとされている。

スライド７

発生件数から認知件数の報告となった平成１８年以降しばらく５万件前後で推移したが、平成30年度の学校別のいじめ認知件数は小学校４２万５８４４件で、中学校９万７７０４件、高校１万７７０９件、特別支援学校２６７６件と増加傾向にあり、図には示していないが小学校では児童千人あたり６６件のいじめがあり、初めて５０件を超えた。

スライド８

文科省の調査で確認されたいじめのうち、「パソコンや携帯などでの誹謗（ひぼう）・中傷」とされた例は、２６年度調査の７８９８件から、年々増加し平成30年には1万6千件を超え倍増している。

スライド９

いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる、いじめの火種となるようなできごと（仲間はずれ、無視、陰口など）を9割の子どもたちが経験している。また、いじめられた子が次の日に他の子をいじめられるといった事例もある。加害者と被害者という対立関係ではなく、いじめそのものを生む下地についても常に注意を払う必要がある。

スライド１０

いじめの認知件数には地域間格差があり、都道府県別地域格差（平成30年度）は、最多と最小の都道府県との間で、10倍以上の開きがある。この差は、他の調査項目（暴力行為や不登校など）と比べても極端に大きく、実態を性格に反映しているとは考えにくい状況にある。個々の学校や教師の間で、いじめの事案に一生懸命に対応する一方で、それぞれのいじめの捉え方に温度差のある概念が形成されている可能性がある。また、大阪府は39.1件で全国平均の40.9件を若干下回っていたため、今後も些細ないじめであってもしっかり認知し対応する必要性があるのかもしれない。

スライド１１

いじめ防止のためには教職員に常日頃からいじめについて共通の理解や認識を図る必要がある。学校教職員には、いじめの原因や背景について平素より校内研修や職員会議などを通して共通理解を図ってもらう。また保護者も常に子どもたちの変化に気づきいじめの早期発見について協力してもらう必要がある。児童生徒には、全校集会や学級活動で、いじめは誰にでも起こることであり、絶対に許されないこと（理解できる学年には重大な人権侵害であり、刑事罰の対象になることも含めて）徹底指導しする。周囲に大きな傷を残し、いじめのない学校を目指す。学校いじめ対策構成員の教職員や講師が指導する。また、保護者対象に研修会を行い保護者へのいじめに対する理解や啓発を行う。

　いじめに向かわない、向かわせない態度・能力の育成の大切で、道徳教育や人権教育の充実、読書や体験活動から児童生徒の社会性を育み、共感性やおもいやりを育む。他者の意見や存在を尊重し，互いの人格を尊重する態度を養い、他者とのコミュニケーション能力や解決能力を育む。

スライド１２

いじめは誰にでも説明したが、その中でも特にいじめを受けやすい児の背景や特性も認識する必要がある。発達症や心身症、知的障がいなど心身の障害を持つ児は、その特性故に劣等感や自尊感情の低下も起こりやすく、それにつけ込む形で、いじめが生じやすい。学校医や児を診療するかかりつけ医など専門家とも連携し対応する。次に帰国子女も言葉や文化の差からいじめにあいやすい。教職員や児童生徒、保護者にも理解を図るとともに注意深く見守り、必要に応じた支援を行う。最近認識されつつある性同一性障害（LGBT）などは異性の話し方や衣装を好むなどの性的志向・性自認について、保護者も理解の上で、教職員への正しい理解の促進、学校生活に必要な対応について周知する。貧困家庭での児も、経済的な問題で周囲が持っているものもっていない。身なりが汚いなどでいじめに遭いやすいため、支援が必要なこともある。震災などの被害児も、故郷を離れた慣れない環境下で故郷の方言や放射能がうつるなど偏見、最近では新型コロナ感染症に罹患したこともいじめに繋がる可能性があり、これらの防止や早期発見に努める必要がある。疫病の感染者（児）、最近では新型コロナ感染症などの家族や感染児がその回復後も、避けられたりいじめに繋がらないように感染症への理解に努め、いじめの防止や早期発見に努める。

スライド１３

いじめを生まない指導には自己有用感や自己肯定感を育む指導や次のスライドで説明するいじめに体する学習機会の確保が必要である。

まず、ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、皆に認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動の場で、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる機会を児に提供し、すべての児の自己有用感が高められるよう努める。その際、 教職員はもとより、家庭や地域にも協力を求めていくことで、多くの大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また地域でも学校でも、自己肯定感を高めて困難な状況を乗り越えるような 体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

スライド１４

さらに、子どもがいじめについて主体的に考え、児童会・生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置など、予防を考える学習機会を持たせる試みは大切である。日頃から「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせる。ささいな嫌がらせやいじわるも、繰り返されたり、皆で行うことは、深刻ないじめになることを学ぶ機会を作る。全ての子どもがその意義を理解し、主体的に参加できる活動であることが望ましく、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

スライド１５

いじめは周囲の目に付きにくい時間・場所で、遊びやわるふざけを装って行われやすい。家庭でも学校でも見せるささいな兆候（いじめに気づくチェックリストで後述）であっても、いじめへの疑いもって適切に関わり、「たいしたことではない」「いじめではない」と決して軽くみてはならない。

　また、日頃から子どもや保護者、学校との信頼関係を構築することは大切であり、抵抗なく何でも相談できる体制を整備する。学校が子どもや保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、後述の電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た個人情報については注意を払い、適切にとり扱う必要がある。

スライド１６

さらにいじめについての学校での定期的なアンケートは、安心して記載できるよう無記名など工夫し、学期の節目で子どもの生活や人間関係を把握できるよう、適切に実施し、子どもや保護者との面談などにも役立てる。アンケートにより初めていじめの発見がありうる一方、アンケートからは把握できないいじめの存在にも留意する。特に実施側がいじめのみに特化し、子どもたちに尋問する様な形だと正確に回答してくれない場合もある。アンケートは、QTA30質問紙（日本小児心身医学会作成）なども活用し、心身の健康状態やいじめの存在を確認してもよい。アンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談などで子どもの様子（後のスライドのチェックリストも参照）に注意し、教職員と子どもとの生活日記や個人ノートなどを活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問にも活用し、いじめに関する情報について、学校の教職員全体で情報を共有する。アンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談などで子どもの様子（後のスライドのチェックリストも参照）に注意し、教職員と子どもとの生活日記や個人ノートなどを活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問にも活用し、いじめに関する情報について、学校の教職員全体で情報を共有する。

スライド１７

いじめの存在に早期に気づくための前半１６のチェック項目をスライドに示す。○は家庭で主に気づけるサイン、●は学校で主に気づけるサインを示す。家庭で気づかれる項目は１６項目、学校では７項目で学校よりも家庭で気づかれるサインが多いため保護者もその辺りを日頃から注意する必要がある。

スライド１８

いじめの存在に早期に気づくための後半１６のチェック項目をスライドに示す。○は家庭で主に気づけるサイン、●は学校で主に気づけるサインを示す。家庭で気づかれる項目は１６項目、学校では9項目で学校よりも家庭で気づかれるサインが多いため保護者もその辺りを日頃から注意する必要がある。リストカットや死をほのめかすメモなどは深刻なサインであるため、早急な対応が必要なることが多い。

スライド１９

いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でそれを止めさせる。子どもや保護者から相談があった場合には、真摯（しんし）に耳を傾け、ささいな兆候でも、いじめの疑いがあれば、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、被害児やいじめを報告した子どもの安全の確保とともに報告したことを評価する。

　発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校のいじめ対策組織で情報を共有する。その後、速やかに関係した児から事情聴取をし、いじめの事実の確認を行う。

　事実確認の結果は、校長が学校設置者に報告するとともに被害・加害児の保護者にも連絡する。

スライド２０

子どもたちから学校の教職員にいじめ(疑い含む)の相談があった時、勇気をもって報告してくれたことを評価する。学校が速やかに具体的行動をとらなければ、子どもは相談したのに学校は動いてくれないと思い、信頼関係が損なわれる可能性がある。このため、いじめに係る情報が寄せられた時は、他の業務に優先しいじめ対策組織に報告し、対応につなげる必要がある。

　学校や学校の設置者が、いじめた子どもに必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げられない、いじめを犯罪行為として取り扱わざるをえない場合は、被害児童を徹底して守り通すという観点から、躊躇なく所轄警察署などと相談して対処する。被害児の生命、心身や財産に重大な影響が生じる可能性があれば、適切に対応し、医療や福祉等とも連携する。

スライド２１

いじめられた児から、事実関係の聴取を行う。被害児にも責任があるという考え方はあってはならず「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱いには十分に留意し以後の対応を図る。

　家庭訪問などにより、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた子や保護者に対し、徹底してその身辺を守り通すことやいじめの秘密を守ることを伝え、できる限り安心してもらうよう努めるとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなどいじめられた児の安全を確保する。

スライド２２

いじめられた子にとって信頼できる人物（友達や教職員、家族、地域の人など)と連携し、その子に寄りそえる体制をつくる。子どもが安心して学習や他の活動に取り組めるよう、必要に応じて、いじめた子とは別室での指導や、状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた子が安心できる教育環境を確保する。

　状況に応じ、心理や福祉などの専門家、教員経験者・警察経験者・医療関係者などの協力を得る。必要に応じ、子どもに体調不良やいじめに伴う心的外傷後ストレス障害(PTSD)などの精神疾患の発症の疑いがある場合にはその診断や治療を勧める。

　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

スライド２３

いじめられた保護者が取るべき対応は、子どもから説明を受けた場合には、批判する事なく、大変だったことを、共感しながら受け止めることが大切で、「お前が弱すぎる」「何故抵抗しなかった？」などと、子どもにも責任があるという考え方をとってはならない。「子どもが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。子どもが心や身体の不調を訴える場合、その診断・治療を受ける様うながす。

　さらに、親子の絆を大切にし、常に子どもを守る姿勢を示す事も大切であり、出来る限り学校と連携を図る。学校によってはいじめを軽く扱ったり、いじめた側に理がある姿勢を取り、理解されないこともある。このような場合には、教育委員会への報告や第三者から構成される委員会などを通じて話し合い、その対応や解決を図るが、学校以外の専門機関にその解決を委ねざるを得ない場合もある。いずれにしても、常に子どもを守り、支える視点を保護者がもつことが大切である。

スライド２４

一方、いじめた子どもからも事実関係の聴取を行う。いじめが確認され次第、複数の教職員が連携し、必要に応じ心理・福祉関係、他の教職員・警察経験者などと連携し、再発防止の措置をとる。

また、事実関係の聴取後、迅速にいじめた子ども側の保護者に連絡し、説明承諾を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応への適切な協力を求め、継続的な助言を行う。

　いじめをした子どもには、いじめは相手の人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。さらに、いじめた側の子どもが抱える問題や、いじめをした背景にも目を向け、その子の保護者にも協力を求めながら、子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

スライド２５

学校からいじめをした子とその保護者への対応については、いじめの発生後は状況に応じて、いじめに加担した子どもにも懲罰的な態度・声がけで、心理的な孤立感・疎外感を与えないように配慮する。一方で、いじめへの罪悪感や相手への共感性が希薄な場合には、その子にあった特別の指導計画による指導を実施し、場合によっては、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をしなければならない。教育上の必要があるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、 適切に児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

　ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた側の子どもが自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むように実践する。

スライド２６

子どもがいじめをした場合の「まさか自分の子どもが」とショックを受けたり、そんなことはないと否定的な感情や怒りの感情が生じたりすることもある。子どもにそのまま怒りの感情をぶつけたのでは問題の解決が図れず、ますます親子や家族の信頼関係の基盤を崩す事になりかねない。

　保護者は冷静に学校や子どもから事情を伺い、事実であれば、被害者やその家族に謝罪をするとともに、このようないじめ行動をした背景についても学校や専門家と共に、冷静に見つめなおす必要がある。今までの家庭での子どものストレスや性格的特性が他の子どものいじめに繋がっていないかを冷静に見つめ直すことも大切な時間でもある。さらに、今後、同様のいじめが再発しないように学校側に協力姿勢を示していくことも大切である。

スライド２７

いじめが起きた集団への学校から働きかけとして、いじめを見ていた集団に対して、いじめること、いじめられることは自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせられなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。はやしたてていじめに同調したり、事実をしっていて傍観している子どもたちにも、これらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ指導する。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

スライド２８

さらに、いじめの解消が図られた上で、真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、いじめた側の子どもからいじめられた子どもに対する謝罪だけではなく、いじめられた子の心身の回復、いじめた側の子が抱えるストレス等の問題解消、いじめた側、いじめられた側をはじめ、他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の関係回復や、その周りの全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

　全ての児童生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。そのためには、子どもたちだけでなく、学校関係者や保護者が、お互いに信頼しそのような気風を醸成する日頃からの努力が求められる。

スライド２９

いじめ防止対策推進法の第２８条にいじめの重大事態の定義がされており、生命心身財産重大事態と不登校重大事態が定義されている。生命心身財産重大事態はいじめにより児童の自殺などの生命、心身、財産に重大な被害が予想される、あるいはそれと認められる事態。早期に速やかな対応や解決をしなかったために深刻になるケースも多い。不登校重大事態は相当期間欠席する事態を想定しているが、不登校の定義である３０日以上にこだわり、重大事態と捉えずに対応しなかったために後に深刻な重大事態になることもある。

スライド３０

さらに、学校や学校設置者は、被害児側の訴えを軽々に、「いじめはなかった，学校に責任はない」などと判断せず、重大事態の疑いやそれに至る恐れがある場合には速やかに各自治体長にその旨を報告する。その上で、いじめの実態調査組織を設置するが、公平性・中立性が担保された組織で構成し、構成員には学校や学校設置者の他、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家などで構成する場合が多い。地域の学校医やかかりつけ医は加害者や被害者に対する中立性が担保できず、別の自治体の医師会や医会から推選された医師が組織を構成する場合もある。調査には被害児童や保護者に調査の目的、調査の人選、調査時期や期間、その対象と内容について事前に報告し、その結果を説明する。加害児童やその保護者にも被害者の承諾の上で、説明を行なう。

スライド３１

過去にいじめ重大事態として教育委員会が取り扱った事例リストを示す。重大事態に至るまでの軽微と思われる事例もあるが、重大事態になる恐れがあることを常に意識して対応する必要がある。

スライド３２

ネットいじめの中で特にLINEいじめについて簡単に説明する。

スライド３３

2011年、若い世代に圧倒的な支持を集めLINEは急速に普及し、LINEを使ったトラブルも多発した。そのひとつが「LINEいじめ」である。子どもたちは24時間、無料で、繋がり続けることができるようになり急速に普及した。また、LINEにはグループ機能があり、大人数で一斉にコミュニケーションができる。文科省によると、数年前から増えている典型的ないじめが、「ライン外し」と「既読スルー」で、友達グループの中で特定の人物をブロック（強制排除）したり、その人物が書き込むとそれまでのやりとりが止まり、無視されるというもので、学校現場でも「ライン外し」などを注意し、指導に務めているが、なかなかなくならないといわれている。ネットいじめは、発見が遅れて被害が深刻化しやすい。（以下、スライドありません：平成28年11月に新潟市で自殺した高校１年の男子生徒は、不愉快なあだ名と関連する合成画像をＳＮＳ上でやりとりされるなどしていた。専門家らは「被害者は自分がいじめを受けていることを周囲になかなか打ち明けられない。いじめに気づいた人も、次は自分の番だと恐れてなかなか止めることができない。しかし自分を守りつつ、学校の先生などに知らせる勇気を持ってほしい」と訴える。）

スライド３４

このようなインターネット上のいじめへの対応であるが、 ネット上の不適切な書き込みによる被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信の停止、速やかな削除を求める。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。子どもの生命、身体などに重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に対応する。

　学校とも連携し、学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。子どもたちが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の相談受付など、関係機関の取組みも周知する。

　パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を図る。

スライド３５

いじめの相談機関や窓口を示す。

まず学校では信頼できる先生にいじめの事実を伝える。子どもが相談しにくい場合、親が相談する。学校側は、加害者とその親との面談や、第３者から意見徴収もしてくれる事も多い。しかし、被害者が学校には相談しにくい、学校も適切に対応できない、対応後もいじめが持続する場合は、学校以外の相談機関や窓口を利用する。

文部科学省では、24時間子供SOSダイヤル　0120−078310 （なやみ言おう）を開設し

24時間365日、無料で子供や保護者がいじめなどの相談ができるようになっている。相談すると解決策を教えてもらえるので、学校への相談に抵抗がある場合は、利用を試みる。

各地域の教育委員会が設置している相談窓口もあり、大阪府内では大阪府教育センター「すこやか教育相談」を設置している。子どもからの相談06-6697-7361　保護者から相談06-6607-7362で、教育委員会から当該学校へ通知が送付され、解決の糸口になることもある。

法務局・地方法務局子どもの人権110番<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

もあり、いじめや体罰など子どものSOSを早くキャッチし解決に導く相談受付で、こどもだけでなく大人も利用可能である。0120-007-110（全国共通・無料）

スライド３６

さらに、法務局や地方法務局の「子どもの人権１１０番」では，いじめや体罰などの子どものSOSをいち早くキャッチし，その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり，子どもだけでなく，大人もご利用可能である。都道府県警察の少年相談窓口もあり各都道府県警察で、子どもの悩みを抱えているご家族やいじめ、犯罪等の被害者対象に窓口を大阪府警グリーンラインとして開設している。日本いのちの電話連盟（0120-783-556) <https://www.inochinodenwa.org/>は、自殺予防のための電話相談に端を発し、いじめなどで辛いときの相談窓口である。全国に電話窓口あり大阪府は関西いのちの電話（06-6309-1121）がある。チャイルドラインは行政のいじめ相談より子どもの話の傾聴に重点をおき、全国に70ヶ所設置されている18歳までの子どもを対象とした電話である。相談室としての意味あいもあり、行政が設置する「いじめ相談室」等の電話とは性格がやや異なる。悩み相談や自慢話など、子どもの話を何でも聞き一緒に考えることが重要視され必ずしも前述のような解決指向型ではない。

その他、一部では弁護士など法律専門家や地域の有力議員への相談、マスコミの活用なども、いじめの解決に繋がることもある。

スライド３７

参考文献を示す。以上です。